

「国民国家」イスラエルのジレンマ

奥山 眞知

第1節 シチズンシップの歴史的段階

シチズンシップという概念は、歴史的な時期によってもまたそれを用いる論者によっても含意が多様であり一義的に定義することは難しいが、おおむね共有されている意味として、たとえばジェラード・ディランティの、「権利、義務、参加、アイデンティティが組み合わされた束からなる集団の成員資格を規定する原理」(ディランティ 2000=2004: 19) という理解をあげることができる。今日シチズンシップに関する研究は、法学はもとより、政治学、社会学、教育学など様々な分野と文脈でとりあげられ、またグローバリゼーションや多文化主義との関連で議論される事も多くなってきた(キムリッカ 1995=1998・山田 2010)。このことはまた、シチズンシップのあり方が時代とともに変化しているだけでなく、時代に規定されたシチズンシップの課題があるということでもある。それでは、今日の、グローバル時代に要請される課題とは何だろうか。

グローバリゼーションがもたらしている最も本質的な社会変容の一つは、国民国家の相対化にかかわるものである。国家と国家の関係は、「相互依存」と「対立」の両面で一層関係性を深め、緊密になり、人、モノ、金融、情報などの国境を越えた移動が増大している。また、国家の論理を離れた様々な非国家的なアクターが増大し、その影響力も行動範囲も地球規模になった。国内問題が国際問題として展開し、国際問題が国内問題として展開する事態も少なくない。さらに、問題の領域性も相互に浸透し合い、たとえば、文化的な問題が政治問題に発展することもある。そして、「主権」は、都市や地域などのサブナ

ショナルな単位と、欧州連合などのトランスナショナルな単位に（分解し）、解消されてしまった（ディランティ 2000=2004: 40）。こうしたことはすべて、「国境」がもちえていた「壁」を限りなく低くまた薄いものにするに繋がっている。

シチズンシップとの関わりでは、人の移動の流動化の深まりによって、国家が、マルチ・エスニック、マルチ・カルチュラルになっていく流れが今後一層強まっていくことは確実である。そして国家は、その構成員に、従来の「国民」に加えて、外国人労働者、移民、難民、亡命者、無国籍者といった新たな地位と身分の人々をますます抱え込むようになっていく。こうした中で求められるシチズンシップのあり方は、異質な他者の多様な差異を認めあい、潜在的／顕在的なコンフリクトの膨張を防ぎうるようなものでなければならないだろう。また、これまでのシチズンシップは、国家との関わりで、国家を単位として想定されてきたが、今後は、従来のナショナルなレベルのシチズンシップに加えて、国家の単位に限定されない、国家を越えたシチズンシップ（佐藤 2010: 138, ディランティ 2000=2004: 130）が求められる。さらに、グローバル時代のシチズンシップは、集团的権利や集合的アイデンティティ（差異を維持する権利）の保証という問題にどう向き合うのかという問いもつきつけられている。そしてまた、シチズンシップが「法的地位」とは別の次元での、「市民的資質¹⁾」というような観点からも検討されることで、最終目標としてそれが人権に寄与するものであることも要請されているといえよう。

現実に目を転じると、「差異」や多様性を重視する政治文化が生まれたり、欧州連合のような、ヨーロッパのレベルではあるが国家や国籍から切り離されたシチズンシップが実現している一方、各国家は、程度の差はあるものの、文化、人種、エスニックや民族、宗教をめぐる対立・抗争や、ヘイト・クライム、外国人憎悪という問題を解決できず、シチズンシップによって本来保証されるべき権利から遠いところにおかれたままの人々も数多く存在している。

本章でとりあげるイスラエル国家は、シチズンシップをめぐる困難な課題をかかえている国家の一つである。イスラエル国家は、国民国家形成の歴史のうえで、極めて特異な経緯をもって成立した。ユダヤ人が、ヨーロッパを始めとするその集住地域において完全な「国民」として包摂されることがあったなら、今日のイスラエル国家はおそらく存在していない。19世紀末ヨーロッパのユダヤ人に向けられた反ユダヤ主義的な現象は、ユダヤ人が「国民」から排

除されていくという意味で、ユダヤ人をめぐる「外国人」問題でもあった。この問題は20世紀になってジェノサイドという歴史上最大の悲劇へとつながり、このことが、ユダヤ人による「民族的なアイデンティティの領土化」の主張に大きな説得力をもたせてしまったといえる。しかしその結果もたらされたのは、パレスチナ住民の難民化と「国民」からの排除という形での、新たな「外国人」問題の創出であった（奥山 1993: 1-33）。

イスラエルは、自らの政治的共同体を一方では「民主国家」として、他方では「ユダヤ人国家」として自己規定し、非ユダヤ系の構成員を「ユダヤ人国家の中のマイノリティ」として処遇してきた。「包摂と排除」という論点にかかわらせてこの「国民国家」イスラエルの過去の歩みをみるならば、そこからみえてくるのは、限りなく「単一民族国家」を求め続けている試みの、非現実性と時代錯誤性、いわば反面教師としての国家の暴力性、包摂と排除の循環である。

以下では、このイスラエルの「民主主義」とシチズンシップの関係性を通して、そこに内在している「国民」形成と国家の統合をめぐる諸問題を整理し、イスラエルの抱える矛盾とジレンマについて考察したい。

第2節 シチズンシップをめぐる判例

イスラエルの最高裁判例のデータベースのうち、シチズンシップというワードでヒットする案件は27件存在している（2014年8月現在）。ただし、シチズンシップというワードでヒットしなくても、内容的にシチズンシップに関係する案件は他にも存在するのであるが、これら27の判例をイスラエルのシチズンシップをめぐる状況の縮図として考えることは十分に可能である。また、この27件の判決が出された時期をみると、2000年以降が21件であり、それ以前のは6件にすぎず、圧倒的に近年に集中している。このことは、「シチズンシップ」が、イスラエルの国内でいよいよ今日的な争点として目立ってきていることを示している²⁾。

その内容は多岐にわたり、イスラエルが今直面する多彩な現実を反映している。争点となっている内容を年代順に整理したものが表1である。ここでは、この中から、イスラエルのナショナル・アイデンティティを象徴しているという意味で特に重要である二つの事例について以下でより具体的にみていくこと

社会イノベーション研究

表1 シチズンシップに関わる最高裁判例

	論 点	原告の訴えの認否など	判決年
①	英国委任統治期の1939年の法令（防衛法規）に基づいて民間アパートに徴用命令がなされたことについて、不動産所有者がこれを無効とした訴え	却下	1948
②	結婚手続きを管轄するラビ法廷の考え方（聖職者の家系とみなされる「コーヘン」姓の男性と離婚歴のある女性の結婚を禁じている）によって、結婚の儀式をラビに拒否され、「既婚者」としての住民登録が受理されなかった問題	認	1954
③	ポーランドで「市民婚」の手続きで婚姻関係を持ったユダヤ人夫婦（イスラエル移住後ポーランド籍を喪失し、訴訟時点では共に無国籍）が、財産分割や妻への生活扶助などの問題に直面した場合、結婚の有効性および夫の扶養責任を判断するのにポーランドの法律とユダヤ法（イスラエルでは、婚姻や財産分割／扶養責任などの問題は、ラビ法廷の管轄となっており、ユダヤ宗教法の下ではこの二人は婚姻関係にある夫婦とは見なされない）のどちらに因るべきか。夫側は扶養責任はないと主張	ポーランド法による婚姻関係は、今も有効。婚姻関係が有効である以上、ユダヤ法により原告の男性は妻への扶養責任を負う。	1954
④	第11回総選挙で、中央選挙管理委員会が「登録資格外」とした二つの政党（カッハ ³ ）と PLP〔Progressive List for Peace〕の取り扱いについて	選管の決定を却下。	1985
⑤	モサド（イスラエル秘密情報機関）現長官の仕事ぶりへの批判およびその後任候補とその交替時期についての記事をめぐり、軍の検閲（国家の安全保障上の理由からの出版不許可）と出版／表現の自由との関係について	長官個人名の特定化に繋がる部分を除き、出版／表現の自由を認める。	1989
⑥	エルアル航空の EF チケット（従業員およびその配偶者に与えられる無料チケット）利用対象者に同性パートナーが除外されていることを差別とする訴え	否	1994
⑦	アラブ系 ⁴ イスラエル人家族の、入植地への居住申請（土地の一区画の購入申請）が、アラブ人であることを理由に拒否された問題	認	2000
⑧	墓地管理維持の基金配分で、宗教省の予算配分がアラブ人人口比を反映しておらず、平等の原則を侵している問題	認	2000
⑨	イスラエル土地評議会のメンバーにアラブ人も任命することを求めた裁判	認	2001
⑩	占領地での任務を拒否した予備役兵 8 名（選択的な良心的兵役拒否者）が、この予備役兵らの兵役の免除を許可しなかった国防省の決定に異議を申し立てた裁判	否決	2002
⑪	イスラエルに居住する非ユダヤ人が、イスラエルでユダヤ教を学んだ後、海外でユダヤ教への改宗の儀式を受けてすぐイスラエルに帰国し、帰還法 ⁵ のもとでのユダヤ人の権利を内務省に申請したが、内務省はこの改宗を改宗として（＝帰還法の対象となるユダヤ人として）認めなかった問題	A 氏は認。他の15名は、裁判中に市民権を獲得したため、請願は却下。	2005

「国民国家」イスラエルのジレンマ

(表1つづき)

	論 点	原告の訴えの認否など	判決年
⑫	国際的な麻薬密売に関わった容疑で米国から指名手配中のイスラエル市民に対する、米国からの送還要請に対し、これを認めた地裁判決への、被告側からの控訴	否決	2005
⑬	辺境な地域への優遇措置を伴う「国家優先地域」(national priority areas) にアラブ人の町がほとんど含まれない ⁶⁾ のは差別であるという訴え	認	2006
⑭	雇用契約のきれた外国人労働者の「不法滞在」と「(人間の)尊厳および自由の侵害」の問題	認	2006
⑮	占領地のパレスチナ人のイスラエル領土内での「家族再結合 ⁷⁾ 」申請問題	否決	2006
⑯	2006年のヒズボラの攻撃に対するイスラエル側の軍事行動の「宣戦布告」について。および、イスラエル北部住民の経済的損失に対する補償問題	否決	2006
⑰	イスラエル市民の5組の同性カップルが、カナダの法律に従いカナダで結婚の儀式をした後イスラエルで既婚者としての登録を申請したが、受理されなかった問題	認	2006
⑱	2006年のレバノン戦争に関する政府調査委員会の議事録を、国家安全保障上の理由で非公開にすることを当該委員会が決定したことへの異議申し立て	否決	2007
⑲	西岸地区のイスラエルの「飛び地」で働くパレスチナ人労働者の雇用問題。雇用関係がイスラエル法ではなく、ヨルダン法 ⁸⁾ によって支配される(=占領地では、イスラエル人しかイスラエル法は適用されない)とした労働裁判所の判決に対する控訴	認	2007
⑳	ユダヤ教超正統派が運営する初等・中等教育機関において、イスラエルのすべての児童が学ぶべき「必修のコア・カリキュラム」が履修されていないことに対する問題提起(「必修のコア・カリキュラム」が一定時間以上履修されない場合は、政府の補助金を打ち切るか減額すべきであり、同時に履修に対する監督指導を強化すべきである)	認	2008
㉑	テレビやラジオでの政治的意見広告を禁じている放送局の「広告倫理規則」は「政治的表現の自由の権利」や「言論の自由」の侵害かという問題	却下	2008
㉒	政府の設置認可を受けている、「私立 ⁹⁾ 」のユダヤ教教育女子小学校が、スファラディ系 ¹⁰⁾ に「差別的」な学校改革を行ったとする、スファラディ系の保護者(会)からの抗議 ¹¹⁾	認	2009
㉓	イスラエルへの移住前に米国で犯した性犯罪者(未成年男児への性的暴行)に対する、米国からの送還要請に対し、これを認めた地裁判決への、被告側からの控訴	認 (地方裁の判決を否決)	2010
㉔	一般の所得支援手当とは別に、コレル(既婚学生のための高等タルムード学院)の学生だけを対象にした給付金制度(所得支援手当)があることは、差別的であるという訴え	認	2010

(表1つづき)

	論 点	原告の訴えの認否など	判決年
⑫	正統派ユダヤ教徒や超正統派ユダヤ教徒が多く利用する公共バス路線で、利用するドアや席が男女別に前と後ろに定められ、女性は質素で控えめな服装を求められ、従わない女性はハラスメントを受けたり、降車を迫られることは、平等の原則、尊厳への権利宗教と良心の自由を侵しており、運輸省は交通局の監督義務を怠っているという訴え	認	2011
⑬	「所得支援法の9条 A (b)」（「所得支援給付金」の対象者に関する条項で、車を所有 / 使用する低所得者を一律に給付金対象から除外している）は、最低限の生活を維持する原告の権利を侵害するものであり、「基本法（人間の尊厳と自由）」に抵触するという訴え	認	2012
⑭	エリトリアとスーダンからの潜入者の処遇と基本法の関係について【2012年国会で制定された「潜入防止法の修正条項」[潜入者の3年間までの抑留を認める取り決め]が「基本法（人間の尊厳と自由）」に抵触するかという問題】	潜入者の3年の長期拘留は、基本法に規定された「自由への権利」を不釣り合いに制約するものであり、当該修正条項は無効	2013

イスラエル最高裁 HP の判例データベースより論点を要約
<http://elyon1.court.gov.il/verdictssearch/englishverdictssearch.aspx> (2014/8/20 閲覧)

にする。

一つは、表1⑭の裁判で、アデル&イマン・クウアダン夫妻 (Aadel and Iman Ka'adan) とイスラエル土地管理局などとの間で争われた。内容は、クウアダン夫妻がカツィール (Katzir) という入植村¹²⁾ に住居のための土地購入を申請したが、アラブ人であることを理由に拒否されたことについて、最高裁は4対1で (アラブ系イスラエル市民に対する差別とみなし) 原告の主張を認め、土地購入の申請拒否の見直しを命じた判決である。もう一つは、上記⑬の裁判で、「アラブ・マイノリティのためのアダラー法律センター」が原告となり、占領地のパレスチナ人のイスラエル内での「家族再結合」を求めたもので、イスラエル市民権法およびイスラエル入国法の「違憲性¹³⁾」をめぐる、イスラエル内務省などと争った裁判である。この判決は、6対5の多数決により原告の主張は否決されている。

この二つが象徴的であるのは、これらの裁判が共に、「ユダヤ民主国家」というイスラエルの自己規定の根本に大きく関わっているからである。まず、⑭の裁判内容の前にその背景として重要なのは、イスラエルの土地の約93%は国家的・公的所有地であり、イスラエル土地管理局によって管理されているこ

と、「イスラエル土地法¹⁴⁾」という基本法によって、国・公有地の所有権の移転が禁じられている¹⁵⁾ ことである。さらに、カツィールのような入植村（入植地）の建設は、イスラエルの土地配分に対する裁量権を国家によって与えられているユダヤ機関（Jewish Agency）が仲介し、名目的には非国家的組織であるユダヤ機関が、ユダヤ移民の吸収や入植地建設、ユダヤ人口の戦略的配置といった国策にかなうように、土地配分を実施してきた経緯があることである。

2000年の判決は、こうした「制度的な差別」に対して、最高裁がその違法性を指摘したという意味では画期的でもあったが、この差別を正す抜本的な解決策を命じるところまで踏み込むものではなかった。そのため、被告側はこの最高裁の判決に対応せず、問題を引き延ばしたまま三年半放置した。これに対し原告側は、2003年9月に再び最高裁にこの問題を提訴したことで、土地管理局はこの家族への土地売却を2007年によく認め、2010年の12月に入居が実現したという経緯をたどっている（Electronic Intifada HP:

<http://electronicintifada.net/content/israel-moves-legalize-segregated-jewish-only-communities/9140> および <http://electronicintifada.net/content/petition-against-racist-land-distribution/1323>）。

一方、⑤の裁判がなされた時期は、2000年9月からの第二次インティファダが激化しており、また、「家族再結合」の枠でイスラエルでの居住が認められていた占領地パレスチナ人のイスラエルでの「テロ活動」への関与が問題視され¹⁶⁾、同時に、イスラエル側からの占領地への侵攻と軍事行動も非常に激しさを増していった頃である。こうした状況を背景にイスラエル政府は2002年、「安全保障上の配慮」から、パレスチナ自治政府内の住民に「家族再結合」の新規申請を認めないこと、申請中のものは審査をしないこと、イスラエル人以外の（＝パレスチナ人の）配偶者は新たな決定までイスラエル外に住むことを求める決定をし、さらに2003年には市民権・入国法を改定し、14歳未満および35歳を超える男性および25歳を超える女性を除き、パレスチナ自治政府内の住民にはイスラエルの市民権も居住資格も与えないことなどを定めた¹⁷⁾。裁判での争点となったのは、この法律が、基本法「人間の尊厳と自由」の留保条項¹⁸⁾の条件には該当せず「違憲」であるかどうかという点である。バラク裁判長（Aharon Barak）を初めとする5名の判事は、この法律はイスラエル市民および住民の基本的な権利である、家庭生活への権利および（法の下の）平等の権利を侵害しているとし、この法律の「違憲性」に対する原告の主張を支

持したが、チェシン副裁判長 (Emeritus M. Chesin) を含む6名の多数意見により「違憲性はない」という判決が下った(ただし、このうち2名は、「家族生活への権利」についての侵害を認め、1名は家族生活への権利の侵害だけでなく平等の権利の侵害もあることを認めている)。多数意見の主な判決理由は以下のようなものである。

まず、イスラエルは、他の国同様、外国人家族のイスラエルへの移住権を(法令が許す場合を除き)「憲法上」認めておらず、この法律は人間の尊厳や平等への権利の基本法を侵すものではないこと。パレスチナ自治政府とイスラエルは事実上戦闘状態にあり、占領地の住民は「敵国人」であるので、この「家族再結合」の事例は一般的な「家族再結合」の場合と区別されるべきであること。イスラエル市民の生活の安全に資するこの法律(改訂市民権・入国法)は、占領地住民とのイスラエル内での結婚生活を望むイスラエル市民の権利を侵害するとしても、イスラエル市民全体の生活/生命と安全を守る権利の方が優先されることなどである(HCJ7052/03: 3, 128-129)。そして、被告側の意見陳述で繰り返し強調されたのも、占領地住民のイスラエルでの移動の自由がもたらす「イスラエル市民の生命と安全への脅威」や「国家の安全保障上の必要性」であった(HCJ7052/03: 26-29)。裁判の結果は、こうした被告側の主張を結果的に認めるものであったといえる。

この二つの判例を通して明らかであるのは、「ユダヤ人国家」であることと「民主国家」であることを同時に成立させようとするものの矛盾に満ちた現実である。被告側の論理ではこの二つの原理は整合しているとされても、その論理は原告側を納得させるものではない。この裁判に象徴されるような、シチズンシップの「公正性」をめぐるの、ユダヤ系イスラエル人とアラブ系イスラエル人およびパレスチナ人の認識のずれは、今日一層大きくなっている。

第3節 シチズンシップと身分証明

イスラエルでは、シチズンシップに関わる公的書類として、①身分証明書(IDカード)、②住民登録書、③パスポートの三つがある。これらに記載される項目のなかで、イスラエルの特徴として重要なのは、1)身分証明書および住民登録書に「レオム」という項目が存在すること(レオムを変更した場合はその日付も記載)、2)住民登録書には宗教の記載も(変更した場合はその日付

も)求められること, 3)アラビア語がイスラエルの公用語の一つであるにもかかわらず, 各項目の標記言語で, アラビア語併記の項目が少ないこと¹⁹⁾, 4)パスポートを除く二つの書類の年号が西暦とユダヤ暦の併記であること, 5)パスポートではレオムの項目はなく, かわりに国籍に相当する概念としてエズラフットという項目があることである。なお, パスポートの中で, エズラフットに対応する英語標記は「nationality」となっているが, 本来エズラフットは, シチズンシップ(市民権)に相当する用語である。つまり, イスラエルにおいては, 国籍とシチズンシップが同一のヘブライ語で表されていることになる。一方, エンサイクロペディア・ジュダイカ(Encyclopaedia Judaica)やハアレツ(イスラエルの日刊紙)などで, nationalityはレオムの英語標記としても使われており, 上記の点とあわせると, イスラエルの公的書類の中で, レオム, 国籍, シチズンシップは, 限りなく重なる概念と位置づけられていることがわかる。

本来レオムはエスニックな帰属認定にかかわる用語である。イスラエルにおいてレオムは, 現実的には「イフディ(ユダヤ人)」か「アラビ(アラブ人)」のいずれかがほとんどを占め, 他のマイノリティのための公式リストとしてイスラエル内務省が設けている分類は, 「アルメニアン」, 「アッシリアン」, 「ドルーズ」, 「チュルケシアン」, 「ヘブライ(サマリア・ユダヤ人)」である(デイヴィス 1997: 62)。これ以外のレオムは出身国によって分類され, 日本人であれば「ヤパニ(日本人)」と記載される。ただし, 本人がここに記載を望まない場合には, この欄を無記載にすることも認められている。また, こどもは母のレオムを受け継ぐため, 母が「イフディト(イフディの女性形)」でない場合は父が「イフディ」であってもこどもは「イフディ」とは記載されない。

このレオムをめぐる, 2013年10月3日のハアレツは, レオムを「イフディ(ユダヤ人)」から「イスラエリ(イスラエル人)」に変更することを求めた訴えが最高裁によって否決されたことについて報じている。原告の代表者であるオルナン(Uzzi Ornan)は, エルサレム生まれの現在90歳の言語学者で, 国家と宗教の分離の問題に長年取り組んできた。彼は, 英国委任統治期に関わっていた地下活動が発覚し1944年にエリトリアに追放されたが, 1948年に帰国した。そのときに自らを「イフディ」ではなく「イブリ(ヘブライ人)」と登録したが, 建国後まもなく内務省はこれを認めた。その後彼は2000年に「イスラエリ」に変更することを内務省に求めたが, 内務省は却下した。そこ

で、2007年、今度は他の賛同者ら²⁰⁾とともにエルサレムの地方裁判所に再び訴えるも、2008年に否決の判決が下る。このとき裁判官は、「問題は(法的というよりも)イデオロギー的・政治的性格のものであり、原告の主張する、全てのイスラエル市民に共通した、新しい“イスラエリ”という概念のレオムが作られてきているかどうかを決定するのは裁判所ではない」として、原告の主張に対する判断を回避した。2013年の判決はこの2008年の裁判の控訴審にあたる。原告側は、「イスラエル建国とともに“イスラエル人”が形成されており、それを否定することは、民主国家としてのイスラエル国の存在を否定するものだ」と主張したのに対し、最高裁は、「争点は裁判所が決定すべき問題ではなく、“イスラエリ”というレオムが存在しているという証拠もない」と訴えを退けた²¹⁾(ハアレツ 2013/10/3)。

レオムという分類基準の適用は論理的に一貫しておらず、先にも述べたように、「ヤパニ」の場合のように国籍を示す分類としても用いられているが、この論理的な非一貫性は問題にされることはない。むしろ、すべての「国民国家」は「民族国家」であることが前提になっていると考えられる。イスラエルのシチズンシップの文脈での「ヤパニ」は、国籍概念としてではなく「民族」概念として捉えられ²²⁾、イスラエル国家の構成員以外の人々はそれぞれの国名が「レオム」になり、たとえば「フランス人」、「イギリス人」は「民族」(レオム)概念になるのである。「ユダヤ人国家イスラエル」にとって重要なのは、その構成員がユダヤ系であるかないかを弁別し、管理することであり、そのため的手段としてレオムという分類基準は不可欠なものとなっている。さらにこの弁別は、属性の違いを単に示すだけでなく、ユダヤ系と非ユダヤ系の構成員間のシチズンシップの序列を維持し固定化することに資しているといえる。言い換えれば、「国民国家」は本質的に「民族国家」であるという前提のもとでは、イスラエルが「ユダヤ人国家」としてユダヤ系市民を優遇することは自明のこととなる。

しかし、肝腎の「イフディ(ユダヤ人)」については、宗教的含意と民族的含意を伴った曖昧な概念のまま、「イフディ(ユダヤ人)とは誰(何)か」という問いは棚上げにされている²³⁾。またレオムをめぐる上記の裁判は、各個人が自らのアイデンティティを自分で決められないという問題を浮き彫りにしているだけでなく、原告の主張にもある通り、イスラエルが国民全てのための「民主的イスラエル国家」になることの否定に通じるものである。

第4節 「国民」構成の変容

1948年にイスラエル国家が誕生して以来（それ以前はいうまでもなく）今日まで、イスラエルはユダヤ移民を受け入れ続けてきた。近年その数は減少傾向が続いており、2000年～2012年では、年平均約25,000人（後半6年だけで見ると年平均約16,000人）である（SAI2013: 235）。この減少傾向は今後も続くことが予想され、帰還法をもってしても大幅な移民の流入は見込めないと思われる。一方、国内の総人口は建国時から2013年までの65年間に約87万人から800万人を超えるまでに増加した。その内訳は、建国時には、「ユダヤ系」が約71万6,700人（82%）、「アラブ系」が約15万6,000人（18%）だったのに対し、2012年末では「ユダヤ系」が約600万人（75%）、「アラブ系」が約165万人（20.7%）、「その他」が約34万人（4.3%）（SAI2013: 88-89）となり、「レオム」の比率としては、「ユダヤ系」が減少傾向にある。ユダヤ系市民には帰還法枠での、人口を増大させる要因があり、他方アラブ系市民には出国を促すような要因や政策が存在したにもかかわらず、ユダヤ系市民の人口は相対的に減少しており、人口動態の現実の推移は、イスラエルのめざす「ユダヤ人国家」とは逆行するものである。また、この国家の構成員に、上記のような数的変容だけでなく、以下のような質的な変容がみられることも注目すべきである。

まず第一に、イスラエルはユダヤ系人口を自然増だけでなく移民によって大幅に増やしてきたとはいえ、建国から65年の間に世代交替が進み、ユダヤ系人口の74%は今や「イスラエル生まれ」である（SAI2013: 110）。イスラエル建国をもたらした第一世代の移民を担い手の母体とする伝統的シオニスト・イデオロギーは、個人主義的な生き方の新しい世代にはもはや過去のものであり、ユダヤ系市民を束ねる力をかつてのように持ちえていない。同時に、移民の割合が相対的に減少しているということは、「アラブ系」「ユダヤ系」を問わず、そこが生まれた国として「祖国」であることが多くの市民にとって今や自明であり、その意味では、国家と構成員との関係が、一般的な普通の国家と構成員の関係に近づく環境が整ったとも考える事ができる。

第二に、ユダヤ系市民自体のなかにある様々な「差異」が以前にもまして顕在化している。人々は、エスニシティ、ジェンダー、ユダヤ教への信仰や戒律への構え、社会階層などとの関わりでの自らのアイデンティティを公的に主張

するようになっている。これは、第2節であげたシチズンシップをめぐる判例などからも見られる通りである。しかもこのユダヤ系市民自体のなかの「差異」は、多文化主義社会の現象というよりは、イスラエルの民主主義に脅威をもたらす「分裂」要因とみるべきものである（エツィオニ ハレヴィ 2002）。

第三に、近年の動向として、「外国人労働者」の存在がめだってきたことも重要な変化である。彼/彼女らは、シチズンシップを十分に与えられた正規の構成員ではないが、一定期間以上長期に居住する準構成員である。送り出し国としては、タイ、中国、フィリピン、インド、ネパール、スリ・ランカなどのアジアの地域から旧ソ連圏、ルーマニアなどまで広範囲に及ぶ。従来イスラエ

表2 移民出身国別および「エスニシティ(*)」別にみたユダヤ系人口(2012年)

ユダヤ系移民の出身国	人数(千人)	(%)	ユダヤ系市民のエスニシティ	人数(千人)	(%)
旧USSR	632.6	40.3	旧USSR	888.4	14.8
モロッコ	148.6	9.5	モロッコ	489.8	8.2
北米/オセアニア	95.7	6.1	イラク	231.9	3.9
ルーマニア	82.3	5.2	ルーマニア	208.4	3.5
エチオピア	75.6	4.8	ポーランド	195.6	3.3
イラク	59.1	3.8	北米/オセアニア	165.7	2.8
イラン	47.7	3.0	イラン	141.1	2.4
ポーランド	45.5	2.9	イエメン	137.5	2.3
フランス	42.8	2.7	アルジェリア/チュニジア	133.5	2.2
アルジェリア/チュニジア	41.8	2.7	エチオピア	119.5	2.0
アルゼンチン	35.2	2.2	トルコ	76.9	1.3
その他のラテンアメリカ	27.9	1.8	ドイツ/オーストリア	73.4	1.2
その他のヨーロッパ	27.6	1.8	フランス	72.6	1.2
イエメン	26.6	1.7	リビア	68.2	1.1
トルコ	24.3	1.5	チェコ/スロバキア/ハンガリー	62.8	1.0
ドイツ/オーストリア	22.9	1.5	アルゼンチン	62.3	1.0
英国	21.8	1.4	その他のヨーロッパ	58.9	1.0
チェコ/スロバキア/ハンガリー	18.1	1.2	エジプト	56.2	0.9
エジプト	17.3	1.1	ブルガリア/ギリシャ	47.6	0.8
インド/パキスタン	17.2	1.1	インド/パキスタン	46.7	0.8
ブルガリア/ギリシャ	15.2	1.0	その他のラテンアメリカ	45.9	0.8
リビア	14.9	0.9	英国	43.1	0.7
その他のアフリカ	13.5	0.9	シリア/レバノン	35.1	0.6
シリア/レバノン	10.1	0.6	その他のアフリカ	23.9	0.4
その他のアジア	6.6	0.4	その他のアジア	17.9	0.3
ユダヤ系移民人口計	1,571.0	100.0	小計	3,502.9	58.4
			イスラエル(2世代以上)	2,496.7	41.6
			参考		
			アラブ系人口計	1,647.2	
			その他の人口計	337.8	
			イスラエル総人口	7,984.5	

*イスラエル生まれの者は父の出身国により分類。外国生まれの者は、本人の出身国により分類(SAI2013より、筆者作成)

ルは、できるだけユダヤ系の人口比を高める目的から、「外国人労働者」の導入には否定的であった。そして廉価な労働力を占領地のパレスチナ人に依存してきたが、2000年以降第二次インティファダが激化してからは、この政策を変え、「外国人契約労働者」の就労を認めるようになった。イスラエルの経済は、今やこの人達に大きく依存している。主な職種は、男性は建設労働や農業、女性は高齢者のケア労働などである。2013年7月の数字では、こうした外国人労働者が合法/不法を含め約83,000人、観光ビザで入国し期限終了後も滞在し続ける「不法滞在者」が約93,000人、スーダンやエリトリアからの「難民」、「不法入国者」が54,200人存在し（ハアレツ 2013/10/24）、こうしたすべてをあわせた外国人滞在者は人口の約3%にのぼるものと思われる。

このように、イスラエルはその構成員の多様化が進み、現実として「マルチ・エスニック」で「マルチ・カルチュラル」な社会になっている。今後イスラエルは、こうした様々な「差異」や「対立軸」をかかえながら、グローバル時代に要請されるシチズンシップの次元をどのように獲得しうるのだろうか。また、人々の「市民的な資質」ということについては、どのような特徴と課題があるだろうか。

第5節 イスラエルの「原罪²⁴⁾」とシチズンシップの将来

イスラエルは、建国後65年あまり経過してなお「国境」が未だに確定していない国家である。国家の誕生にまつわる「原罪」ともいべき出発点、すなわち、パレスチナ人という「他者」を追放・排除することによってイスラエル国家が誕生したという経緯²⁵⁾は国家の正当性を今も不確かなものにし、「アラブ系」の市民は「第5列」と位置づけられ、さらに、イスラエルの存在を認めない周辺諸国を生み出した。このことは民主主義の実現にとっての大きな障害要因になってきたといえる。第2節の判例でとりあげた⑦や⑮の例はもとより、⑧⑨⑬の事例も「アラブ系」市民の処遇をめぐるイスラエルの民主主義を問うものであるが、⑮の判決を除き他の判決では原告が勝訴しているという点では、そこに民主主義に対するイスラエル最高裁の見識をみることができる。しかし同時に、⑮の判決にみられるように、「安全保障」を最優先し、また「ユダヤ人国家」としてのナショナル・アイデンティティを崩さないことで、公正性や平等の普遍性が大きく損なわれてきたことも事実である。

根本的な問題は、イスラエルの基本法が民主主義を謳いながら、その普遍的な適用を自ら制限していることの中にみられる。具体的には、「イスラエル国家樹立宣言に述べられている諸原則の精神において……」という文言や「ユダヤ民主国家としてのイスラエル国家の諸価値を……」という文言が、「人間の尊厳と自由に関する法」および「職業の自由に関する法」という、人権・自由・尊厳などの領域に関わる法の中に存在することである。この二つの基本法は、共に1992年に制定され基本法の中では最も新しいが、1994年の改正で、こうした文言による制約や留保が追記事項としてさらに増加している。この「イスラエル国家の諸価値」には、「イスラエル国家のユダヤ的な性格」という意味が含まれていることはいうまでもない。また、この基本法とあわせて注目すべきなのが、基本法の「クネセット（国会）法」である。この基本法では、1985年の改正後、国会議員の立候補者は次のいずれかに抵触してはならないことが定められた。それは、1)ユダヤ人国家としてのイスラエル国家の存在の否定、2)国家の民主的性格の否定、3)人種主義の煽動の3点である。この中で問題は1)の規定の存在である。これはつまり、イスラエルの立法機関は、民主主義の普遍的適用を求める国会議員を「不適格者」とするということであり、イスラエル国家からユダヤ的な性格を廃棄することへの経路が法的、制度的に絶たれることを意味している。しかし、「イスラエル国家のユダヤ的な性格」を維持し続ける限り、イスラエルの民主主義は不完全なものに留まり続けざるをえない。たとえば、帰還法やイスラエル土地法のような法律から「ユダヤ的な性格」を除去するようにこれを改正するか、廃止するような可能性は、現在のシステムの内部からは原理的に生まれにくいことになるのである。

イスラエル国家のユダヤ的な性格は、このような法のあり方をはじめ、国歌や国旗を初めとするさまざまな表象、土地を初めとする社会資源や予算の配分、祝日の制定、年号や暦、教育内容などあらゆる側面に構造的に埋め込まれ、非ユダヤ系市民は、同じ国民であっても、制度化され構造化された不利益と不平等²⁶⁾を強いられてきた。しかし、現在多数を占めるユダヤ系市民には非ユダヤ系市民のシチズンシップの不利益や不平等はほとんど意識にのぼらず、イスラエルがユダヤ人国家であることが自明のこととして受容されている。

さらに問題を複雑にしているのは、肝腎の「ユダヤ人国家」の意味をめぐってユダヤ市民の間に合意があるとはいえず、戒律を厳格に守るユダヤ教徒と世俗的なユダヤ市民との認識のギャップの問題が解決できていないことである。

超正統派のユダヤ教徒の価値観／生活様式／生活圏と世俗的なユダヤ市民のそれは、完全に別世界であり、両者を両立させることは困難である²⁷⁾。第2節で挙げた判例の⑳や㉔の例は、こうした「二つの世界」の衝突の現れである。しかも、数的にはユダヤ系人口の約1割と推定される超正統派の人々は、マイノリティであるが、単なる（弱い）マイノリティではない（ダーハン，ハンマー2011: 168）。彼らはその人口規模以上の政治的影響力を持ち、国家の干渉を受けない独自の教育施設と教育内容を持ち、自由主義的な価値観とは相容れない生き方を主張してもいる。イスラエル国家は「ユダヤ人国家」をつくるためにユダヤ教の要素をシンボルとして利用しながらも神権政治の道は選択肢にはないため（とはいえ、公的領域の一部に宗教上の制約が及んでいる²⁸⁾）という意味では完全な「世俗国家」でもなく）、こうした超正統派の人々とは激しく対立するのである。ユダヤ人をユダヤ教徒として捉えるならば、「ユダヤ人国家」の追求は、不完全にしか実現できていない。また、「ユダヤ人国家」の建国を導いたシオニストは、「迫害されたマイノリティであるユダヤ人の安全は、ユダヤ人がマジョリティとなるような国家によってのみ提供されうる」と説いたが、皮肉にも、ユダヤ人の生存に対する物理的脅威が世界で最も高い場所は今やイスラエルとなっている。

このように、イスラエルは、何層にも矛盾とジレンマを抱えている。一方、イスラエルが他の多くの国と同じように、今日グローバリゼーションの渦の中にあることは、近年のイスラエルの経済構造の変容や、第4節でみた「国民」構成の変容にもみられる通り明らかである。これらを考えると、国民国家を「ユダヤ人国家」として追求し続けることは、あまりにも時代に逆行しているばかりでなく、矛盾を自ら再生産し続けることでもある。

それでは、この問題はイスラエルのユダヤ系市民の一人一人の意識の中でどのように内面化されているのだろうか。筆者は、2000年以降、ユダヤ系市民の国家意識やアイデンティティに関わる意識について聞き取りを実施してきたが、多くの人々は「ユダヤ人国家イスラエル」という国家アイデンティティを自明のものとし、非ユダヤ人に対する構造的差別や不公正を対自化する視点に欠けているということはすでに述べた通りである。たとえば、「アラブ人には多くの国があるがユダヤ人にはイスラエルしかない」という考え方はよく聞かれるものであるが、この中には、先にも述べたように、全ての国家は「民族国家」であるという認識が内面化されている。また、ここでのユダヤ人のアイデ

ンティティには、「ユダヤ人は常に攻撃の対象となってきた」という意識が内包されている。歴史的な文脈や背景の違いを超えて自らをまず「被害者」として捉えてしまう意識が、リフレクシブな自己認識と自己対象化を困難にしている。ただ、少数ではあるが、イスラエルが「ユダヤ人国家」であり続けようとするために払っている代償の大きさに気づき、国家のかかえるこうした矛盾に挑戦している人々が存在することにも注目したい。このことは、イスラエルの市民社会としての成熟度を一方で示している。たとえば、イスラエルには多様な NGO や NPO 組織が数多く存在しており²⁹⁾、この中には、公正性、正義、平等、戦争と占領などの問題について本質的な問題提起をしている例もある³⁰⁾。現在のイスラエルのシチズンシップの状況とグローバル時代に求められるシチズンシップとの間には大きな開きがあるといわなければならないが、こうした組織や運動が、イスラエルのシチズンシップの「標準化」の担い手として今後果たして行く役割は小さくはない。

また、イスラエルのシチズンシップの問題は、イスラエル/パレスチナ問題の展開や中東の国際関係と連動している問題でもある。さらに、イスラエル以外の場所で、ユダヤ人を含め世界のマイノリティがどのように処遇されているのかということも、イスラエルの人々の意識に影響を与えることになる。世界の中にマイノリティに対する不公正、暴力、抑圧、差別、偏見などが存在する限り、また「反ユダヤ主義」が存在する限り、イスラエルの中にある次のような声、すなわち、「またシヨアが起こったらと考えると、世界に“ユダヤ人国家”が必要なのだ」というユダヤ系イスラエル人の意識を変えることは難しい。そう考えると、イスラエルの問題は、すべての国家のマジョリティ、また、マジョリティをめざすマイノリティが、自らの「市民的資質」や「市民性」をどう持ちうるのかという問題と繋がっているといえよう。

付記：本稿は、東京外国語大学 AA 研共同利用・共同研究課題「移民/難民のシチズンシップ 国家からの包摂と排除をめぐる制度と実践」(平成 23 年度~25 年度)の研究会での議論の成果に基づくものである。関係者のみなさまにあらためてお礼申し上げたい。

註

- 1) 山田は、エンジン・アイズィン、リチャード・フォーク、ハンス・シャットル、ベンジャミン・パーバーらの議論を紹介、整理しながら、市民的資質としての「グローバル・シチズンシップ」を未来の可能性として提起している。そこでは、人々が他者と共存していく際の作法や態度としての「シビリティ」(市民的徳性)、グローバルな「市民性」が問題とされ、

「国民国家」イスラエルのジレンマ

- 異質な他者を市民的（シヴィル）に遇するという「社会的実践としてのシチズンシップ」という概念が使われている（山田 2010: 269, 280）。
- 2) こうした動向の背景として、1992年に、「人間の尊厳と自由」および「職業の自由」に関する二つの基本法が制定されていることも考慮される必要がある。この二つの基本法は、憲法が存在しないイスラエルにあって、リベラルな「市民の権利」に言及した「憲法革命」ともいべき画期的な基本法の制定であると評価する立場が存在する一方、この基本法は（実質的に）あくまでもイスラエルのユダヤ人にしか適用されず、この基本法の制定はイスラエルをユダヤ人以外の存在に対してむしろそれ以前以上に排他的な国家にしているとみるキマリングのような評価もある（キマリング 2010: 198）。
 - 3) ラビであるメイル・カハネ（Meir Kahane）が、米国の「ユダヤ防衛連盟」の前哨として作った政党。大イスラエルのもとでの、ハラハー（ユダヤ宗教法）を軸にしたイスラエル国家を唱え、この選挙キャンペーンでは、イスラエルからのアラブ人の追放など人種主義的な主張を訴えた。
 - 4) 本来は、「アラブ系」や「アラブ人」であることと「ユダヤ系」や「ユダヤ人」であることは、二律背反ではない。たとえば、イエフダ・シェンハヴ（Yehouda Shenhav）は、自らのアイデンティティも含め、「アラブ系ユダヤ人」という概念化について論じている（シェンハヴ 2006）。しかし本稿では、混乱を避けるため、「アラブ系」や「アラブ人」という概念をイスラエル市民であるパレスチナ人について用いることにする。
 - 5) 1950年に制定された重要法案で、世界のユダヤ人にイスラエルに移住する権利があることを保証しており、ユダヤ人は、生まれた場所や住んでいる場所にかかわらず、イスラエル移住後のイスラエルでの市民権が保証されている。1970年の改正でその対象は拡大され、ユダヤ人の配偶者、ユダヤ人の子どもとその配偶者、ユダヤ人の孫とその配偶者を含むようになった。なお、ここでの「ユダヤ人」は、「ユダヤ人の母から生まれた者」、または、「ユダヤ教に改宗した者で他の宗教の一員ではない者」である。
 - 6) 2006年時点で、この指定を受けているユダヤ人のコミュニティは500あるのに対し、アラブ人の村は4つにすぎない（<http://electronicintifada.net/content/supreme-court-overturns-israeli-governments-racist-policy-national-priority-areas/5882>（2013/10/1 閲覧））。
 - 7) 具体的には、イスラエルのアラブ人とその配偶者である占領地のパレスチナ人がイスラエルで一緒に住むこと、または、イスラエルの住人であるアラブ人の親と占領地で人口登録されているパレスチナ人の子どもがイスラエルで一緒に住むこと。
 - 8) ヨルダン法に比べてイスラエル法は労働者への権利と保護が手厚くなっている。
 - 9) 運営母体は、Independent Education Centre。
 - 10) ここでは、中東や北アフリカ諸国を出自とする家系という語義で用いられている。
 - 11) 背景として、この小学校のあるイマニユエル（Immanuel）という町が、スファラディ系住民の増加によりエスニックな人口構成に影響を与えてきており、そこにアシュケナジ系（ここではヨーロッパ系の語義）の保護者の「危機感」があること、すなわち、ハシディック（敬虔なユダヤ教徒）なアシュケナジ系の家庭は厳格な（宗教的）生活様式を守っており、その規範に抵触する環境から娘を隔離したいことが指摘されている（HCJ1067/08）。
 - 12) この入植村は、およそ250家族を超える規模の一戸建て入植地で、共同入植型の「cooperative society」である。入居の条件として、兵役の義務を満了している者、法に従って除隊した者、法に従って兵役が延期されている者のいずれかであることを求める内規がある（HCJ6698/95）。
 - 13) イスラエルには「憲法」が存在しておらず、11の「基本法」が憲法に準ずるものとして機能している。

- 14) イスラエル土地法第一条：イスラエルの土地の所有権，すなわち，国家，開発庁，ユダヤ民族基金のいずれかが所有する土地は，売買その他の手段で所有権が移転されてはならない。第二条：「第一条」の規定は，法律によってその目的のために決定された取り扱いや土地に関しては，適用されない。第三条：ここでの「土地」は，土地，家屋，建物，その他土地に永久に固定されているもの全てを意味する。
- 15) イスラエルにおける不動産の「所有権」は，その土地に対する 49 年か 98 年のイスラエル土地公社からの借地権を意味する。
- 16) イスラエル側の調査では，2001 年以降（2003 年までの間に），「家族再結合」の枠でイスラエルでの滞在資格を得ていたパレスチナ住民の 26 人が「テロ活動」を幫助したという (HCJ 7052/03: p. 26)。
- 17) 占領地のイスラエル入植地に住むユダヤ系住民には，この法律は適用されない。
- 18) 第八条（権利の侵害）：この基本法の下ではいかなる権利の侵害も存在しない。ただし例外として，正当な目的のために制定された，イスラエル国家の諸価値に適う法律が要求する場合には，必要な範囲内で権利が侵される場合もありうる。または，そうした法律（イスラエル国家の諸価値に合致する法律）で明白な権限が与えられて規制がなされる場合（も同様に例外である）（傍線筆者）
- 19) 身分証明書は，個人データはヘブライ語，各項目は，ヘブライ語とアラビア語。住民登録書は，「イスラエル国」と「内務省」の見出しの項目が，ヘブライ語，アラビア語，英語，あとの各項目と個人データはすべてヘブライ語。パスポートは，表紙の「イスラエル国」と「パスポート」の文字，各項目，個人データともに，ヘブライ語と英語の併記。
- 20) Uri Avnery, Shulamit Aloni, Prof. Itamar Even-Zohar, Prof. Yosef Agassi, 歌手の Alon Olearchik, 劇作家の Joshua Sobol 他のグループ。
- 21) 1970 年にも，タマリン (Georges Tamarin) を原告とする同様の裁判があったが，このときも，地方裁，最高裁ともに請求を棄却した。裁判所は，「“イスラエリ” というエスニック集団に属していると主張するのであれば，そうした集団が存在していることを立証しなければならない」とし，当時の裁判長は，「そうした集団が存在するという基準を挙げるができないのに，個人の主観的な帰属感には何の意味もない」と述べている (ハアレツ 2013/10/3)。
- 22) 日本を「単一民族国家」として捉える認識には，これと同根の問題があるといえる。
- 23) ユダヤ教上の規定では，「ユダヤ人の母から生まれた者，または（ユダヤ教の）伝統に従ってユダヤ教に改宗した者」とされているが，この規定が同語反復であるということに加え，この規定が統一見解として国内で合意されているわけでもない。
- 24) イスラエルの抱える問題を「原罪」という表現でとらえる着眼は，村田靖子氏に負っている (村田 2011)。
- 25) 1947 年当時の人口比では，パレスチナ分割案で示された「ユダヤ国家」内でさえ，ユダヤ人はマイノリティであった。この問題を解決するために，軍による組織的なアラブ・パレスチナ人の追放や虐殺が行われたことが指摘されている (パベ 2006)。
- 26) 本文中の例のほかに，「兵役に就いたかどうか」という基準を各種補助金の支給条件とすることで，アラブ系市民への差別という外見をもつことなしに，アラブ系市民を社会的シズンシップの受益者から実質的に排除していることなどもそうである。
- 27) 超正統派のユダヤ教徒は，ユダヤ教徒の一部である。「ユダヤ教徒」の人々は一枚岩ではなく，ユダヤ教と国家との関係についても様々な見解がありユダヤ教徒内部での対立は小さくないが，本稿ではその問題には立ち入らない。
- 28) たとえば，ユダヤ人と非ユダヤ人との結婚はユダヤ宗教法では認められないため，婚姻を

「国民国家」イスラエルのジレンマ

望む場合は外国で市民婚の手続きをとる必要があることや、シャバット（ユダヤ教の安息日）における公共交通機関の停止や、コシエル（ユダヤ宗教法食物規定）の遵守のための宗教法による規制があること。

- 29) 正確な数は把握できないが、ヘルツォークは、2000年時点での登録された NGO の数を約 27,000 と述べている（ヘルツォーク 2011: 163）。
- 30) イスラエルの平和運動や市民運動の組織については、ヘルマン（2009）を参照。また、フェミニスト団体として 1998 年に作られたニュー・プロフィール（New Profile）が、兵役拒否運動に関わるようになったり、高校生が兵役拒否の手紙を送る運動なども起こしている。2004 年頃からは、元兵士や将校による「沈黙を破る」（ショプリム・シュティカ）という運動等も組織され、占領地での任務の行使に関する証言をデータベース化し内外に公表することで占領の実態を当事者から発信していく試みが始まり、注目を集めている。これをまとめたものが 2010 年にヘブライ語版、2012 年に英語版で刊行されている（*Our Harsh Logic*: 2012）。

参考文献

- ed.by Alexander, Hanan A., Pinson, Halleli, Yonah, Yossi, *Citizenship, Education, and Social Conflict*, New York, Oxon, Routledge, 2011.
- イスラエル外務省アーカイブ HP, <http://mfa.gov.il/MFA/MFA-Archive/Pages/default.aspx> (2013/9/30 閲覧)
- イスラエル最高裁 HP, 最高裁データベース (HCJ), <http://elyon1.court.gov.il/verdictssearch/englishverdictssearch.aspx> (2013/9/2 および 2014/08/22 閲覧)
- イスラエル土地公社 HP, http://www.mmi.gov.il/Envelope/indexeng.asp?page=/static/eng/f_general.html (2013/9/30 閲覧)
- Ichilov, Orit, *Political Learning and Citizenship Education under Conflict*, New York, Routledge, 2004.
- Etzioni-Halevy, Eva, *The Divided People*, Lanham, Lexington Books, 2002.
- Electronic Intifada, <http://electronicintifada.net/> (2013/9/27 閲覧)
- 奥山真知「ボーダレス社会と『外国人』問題」奥山真知・田巻松雄編『20世紀末の諸相 資本・国家・民族と「国際化」』, 八千代出版, 1993, pp. 1-33 .
- 『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』, 東信堂, 2002 .
- Kimmerling, Baruch, *Clash of Identities*, New York, Columbia University Press, 2008.
- キムリッカ・ウィル『多文化時代の市民権』石山文彦監訳, 晃洋書房, 1995=1998 .
- 佐藤高尚「シチズンシップとナショナルリティ」藤原孝・山田竜作編『シチズンシップ論の射程』, 日本経済評論社, 2010, pp. 105-144 .
- Shenhav, Yehouda, *the Arab Jews*, Stanford, Stanford University Press, 2006.
- Central Bureau of Statistics, *Statistical Abstract of Israel 2013*, No. 64, Jerusalem, CBS, 2013.
- Shafir, Gershon, Peled, Yoav, *Being Israeli*, Cambridge, Cambridge University Press, 2002.
- Dahan, Yossi, Hammer Yoav, 'Democracy, Educational Autonomy, and Israeli Law: The Case of the Ultra-Orthodox Minority', in ed.by Alexander, Hanan A., Pinson, Halleli, Yonah, Yossi, *Citizenship, Education, and Social Conflict*, New York, Oxon, Routledge, 2011.
- Davis, Uri, *Citizenship and the State*, Berkshire, Ithaca Press, 1997.

社会イノベーション研究

- ディランティ・ジェラード 『グローバル時代のシチズンシップ』 佐藤康行訳，日本経済評論社，2000=2004 .
- Haaretz, <http://www.haaretz.com/news/national/premium-1.550241> (2013/10/3 閲覧)
- <http://www.haaretz.com/opinion/premium-1.554153> (2013/10/24 閲覧)
- Pappe, Ilan, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, Oxford, One world Publications, 2006.
- ヒーター・デレック 『市民権とは何か』 田中俊郎・関根政美訳，岩波書店，1999=2002 .
- Hermann, Tamar S., *The Israeli Peace Movement: A Shattered Dream*, New York, Cambridge University Press, 2009.
- Breaking the Silence, *Our Harsh Logic: Israeli Soldiers' Testimonies from the Occupied Territories, 2000-2010*, New York, Metropolitan Books, 2012.
- Herzog, Hanna, 'NGOization of the Israeli Feminist Movement: Depoliticizing or Redefining Political Spaces?' in ed.by Ben-Porat, Guy and Turner, Bryan S., *The Contradictions of Israeli Citizenship*, Oxon, New York, Routledge, 2011, pp. 158-179.
- Peled, Yoav, 'Ethnic Democracy and the Legal Construction of Citizenship: Arab Citizens of the Jewish State' "American Political Science Review", Vol. 86, No. 2, 1992, pp. 432-443.
- ベンハビブ・セイラ 『他者の権利』 向山恭一訳，法政大学出版社，2004=2006 .
- ed.by Ben-Porat, Guy and Turner, Bryan S., *The Contradictions of Israeli Citizenship*, Oxon, New York, Routledge, 2011.
- 村田靖子 「イスラエルの原罪 を書けるか：現代ヘブライ語文学の可能性」 臼杵陽監修，赤尾光春・早尾貴紀編 『シオニズムの解剖』，人文書院，2011，pp. 165-186 .
- 山田竜作 「グローバル・シチズンシップの可能性」 藤原孝・山田竜作編 『シチズンシップ論の射程』，日本経済評論社，2010，pp. 247-293 .